

積算内訳書（郵便入札用）の作成等の取扱いについて

上下水道管理局 上下水道管理課 契約財産担当

津市上下水道事業の建設工事等の入札時における積算内訳書について、令和2年4月1日より、下記のとおり取り扱いますので注意してください。

1 入札書及び積算内訳書の作成等にあたっての留意事項

入札書及び積算内訳書の作成等にあたっては、下記の留意事項を厳守してください。

- (1) 積算内訳書の様式は、原則として、上下水道管理局が提示する積算内訳書とすること。（独自様式を使用することも可能ですが、必ず上下水道管理局が提示する積算内訳書をコピー店にて購入するか、上下水道管理課において閲覧し、当該積算内訳書の交付を受けること。）
- (2) 積算内訳書に「工事等番号」「件名」「会社名」を明記し、押印すること。
積算内訳書の提出について、これを書換え、引替え又は撤回することはできません。
- (3) 積算内訳書の内容について、上下水道管理局から更に詳しい積算根拠等の説明を求める場合があります。
- (4) **下記の必須条件が欠けた場合は、当該入札を無効とすることがあります。**

① 内訳書の合計金額（税抜き）と入札額（税抜き）が一致していること。

内訳書合計額（税抜き）と入札書記載の入札金額（税抜き）が一致していること。

② 記載すべき項目を満たしていること。

- ・ 当該工事の工事等番号、件名及び会社名が記載され、押印されていること。

③ 一括値引きがないこと。

- ・ 内訳書合計額（税抜き）算出の際に、一括して値引きをしていないこと。

（各項目で値引き・調整されているものは可とする。）

④ 端数調整・処理がないこと。

- ・ 入札書記載の金額が内訳書合計額（税抜き）の端数を調整・処理された金額になっていないこと。（ただし、千円未満の端数は除く。）

⑤ その他、内訳書として不備がないこと。

- ・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の計が内訳書合計額（税抜き）と一致していること。

- (6) その他、作成にあたって不明な点については、上下水道管理課にお問合わせください。